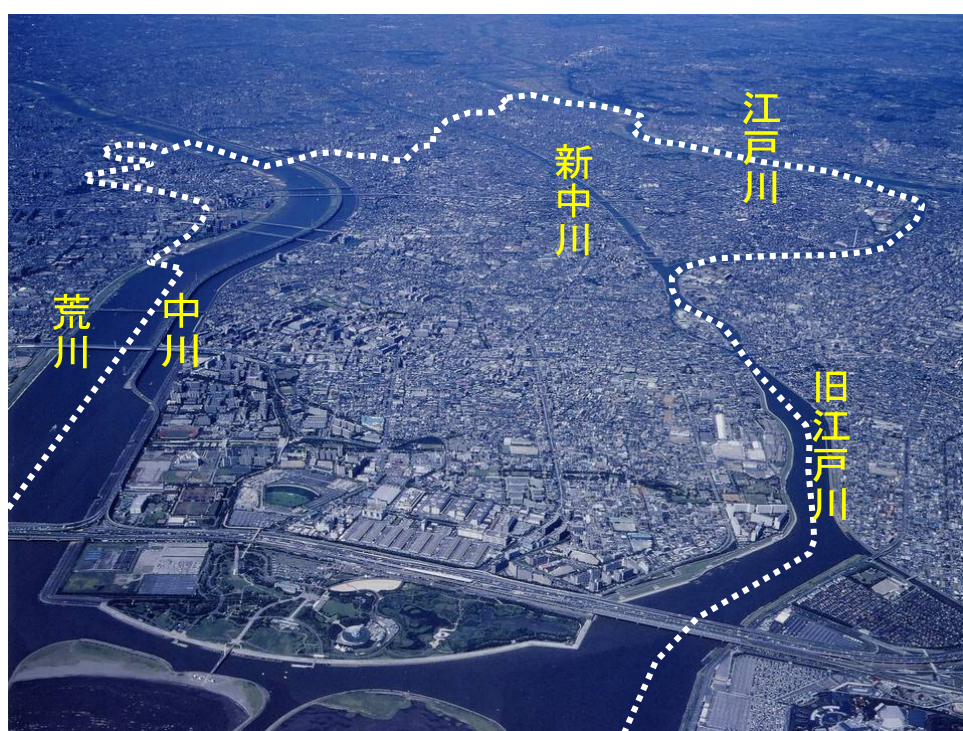


江戸川区スーパー堤防整備方針



(大河川と海に囲まれたゼロメートル地帯江戸川区)

平成 18 年 12 月

江戸川区

はじめに

江戸川区は、東京都の東端部に位置し、今や66万余の人口を擁する大都市である。

その生い立ちは、荒川や江戸川の大河川等と東京湾に囲まれた、7割がゼロメートル地帯にある地勢から、水害との闘いの歴史でもあった。なかでも、大正6年には高潮により240人の命が奪われ、戦後のカスリーン、キティ台風では、区の大半が水没する壊滅的な被害を蒙っている。

その後、精力的に行われてきた治水事業により、近年は顕著な水害に見舞われることなく、区民の生命・財産が守られてきた。しかし昨今は、地球温暖化の影響を示唆する異常気象が頻発化し、日本のみならず、世界規模で、これまでの予測をはるかに超える風水害を引き起こしている。

とりわけ、昨夏の米国・ニューオリンズでのハリケーン・カトリーナによる未曾有の被害は、我が国に大きな衝撃を与えた。政府は、地形が酷似した東京・大阪・名古屋の三大都市圏に、我が国の機能・資産が集中していることを重く受け止め、その対策の重要性と緊急性を検討すべく「ゼロメートル地帯の高潮対策検討委員会」を設置した。その委員に、江戸川区長が唯一の行政代表として参画し、更なる治水対策を訴えたことは、大いに意義あることであった。

こうした、かつて経験したことのない洪水や高潮への対策とともに、軟弱地盤にある河口低地部においては、迫りくる大地震の勃発への備えも急務となっている。この危機を克服するためには、堤防を生命線として守られている宿命をしっかりと認識した上で、抜本的な対策を講じておくことが決め手となる。その中で、国土交通省が推進するスーパー堤防は、予想しえない様々な自然災害に対して、極めて強靱な構造を有するものである。

本方針は、江戸川区が学識経験者及び国・都の河川行政関係者等とともに、本区におけるスーパー堤防整備に向けて、その必要性を論じ、具体策を検討し取りまとめた「整備方針（案）」を、江戸川区都市計画審議会に諮問し、『江戸川区スーパー堤防整備方針』として答申を得たものである。なかでも「防災コア」の着想は、大都市圏の低地にある自治体にとって先進モデルとなるものである。

スーパー堤防整備は、長い年月と莫大な経費を要し、沿川住民の理解と協力が不可欠となる協働の事業であり、その遂行には多くの困難が伴う。しかし、かつて先人たちは、荒川・新中川の開削断行などの幾多の苦難を乗り越え、この豊かな都市環境を営々と築き上げてきた。このことに感謝し、一層の繁栄を子々孫々に引き継いでいくことこそが、今を生きる我々の責務であるのはいうまでもないことである。

江戸川区は、この方針を基に、区民との協働により、スーパー堤防整備に邁進する決意である。さらには、この取組みが、同じ危険に晒されている都市の共感を呼び、広く事業が展開・推進していくことを心から願うものである。

江戸川区

目 次

1. 江戸川区における水害の危機とスーパー堤防整備の必要性.....	1
(1) 江戸川区の地勢.....	1
(2) 災害の歴史と治水対策の現状.....	3
(3) 江戸川区におけるスーパー堤防整備の必要性.....	10
2. 計画区域の設定.....	12
3. 沿川整備基本構想の概要.....	14
(1) 江戸川沿川整備基本構想（平成13年3月：国土交通省策定）.....	14
(2) 荒川（東京ブロック）沿川整備基本構想（平成12年3月：国土交通省策定）...	16
4. 沿川地域の現況と課題.....	18
(1) 江戸川沿川地域.....	18
(2) 荒川沿川地域.....	19
(3) 旧江戸川沿川地域.....	20
(4) 新中川沿川地域.....	21
(5) 沿川地域の市街地整備上の課題（まとめ）.....	22
5. 沿川まちづくりの基本方針.....	23
(1) 沿川まちづくりの基本方針.....	23
(2) 防災コアの形成.....	26
6. 計画区域内の課題整理.....	30
(1) 検討の基本的な流れ.....	30
(2) 整備手法の類型化.....	31
(3) 課題の多いエリアの評価・抽出.....	37
7. 江戸川区スーパー堤防整備の実現に向けて.....	53
○参考.....	55

○スーパー堤防（高規格堤防）整備事業について

我が国の河川は、自然的要因から洪水が発生しやすく、また、その洪水氾濫の危険区域に全人口の約半数が居住している。

このような条件のなか、治水事業は、従前より一定程度の規模の洪水を対象として工事等が進められている。

しかしながら、洪水は自然現象である降雨に起因するため、計画規模を上回る洪水が発生する可能性がある。

一方、人口・資産の集中、中枢機能等の集積している東京、大阪等の大都市地域は、その大部分が河川氾濫区域に位置しており、仮に、これらの地域で大河川の堤防が破壊したとすれば、壊滅的な被害が発生し、ひいては我が国全体の経済社会活動に致命的な影響を受けることが懸念される。特に、計画の規模を上回る洪水、計画高水位を上回る洪水等による破堤に伴う壊滅的な被害の発生は許されず、所要の対策が緊要な課題となっている。

これらのことから、大都市東京、大阪の大河川において、計画高水位を上回る超過洪水等に対して、破堤による壊滅的な被害を回避するための超過洪水対策として、高規格堤防整備を推進すべきである。

（昭和 62 年河川審議会、建設大臣宛答申「超過洪水対策及びその推進方策について」の要旨）

対象河川 全国 5 水系 6 河川

利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川

主な経緯

昭和 6 1 年	9 月	建設大臣が河川審議会に対して「超過洪水対策及びその推進方策はいかにあるべきか」諮問
昭和 6 2 年	3 月	河川審議会が建設大臣に対して「超過洪水対策及びその推進方策について」答申
昭和 6 2 年度～		国の直轄河川改修事業として高規格堤防(スーパー堤防)整備事業を創設
昭和 6 3 年	3 月	工事実施基本計画を部分改定(高規格堤防設置区間の決定)
平成 3 年	5 月	河川法の一部改正 (河川区域内に「高規格堤防特別区域」を設定、法的位置付けの明確化)
平成 3 年 1 1 月		河川法の一部を改正する法律及び河川法施行例の一部を改正する政令の施行
平成 4 年	2 月	河川管理施設等構造令の一部を改正する政令の施行（高規格堤防の断面等を定める）
平成 4 年	4 月	工事実施基本計画を部分改定（高規格堤防断面を記載）
平成 1 2 年	3 月	荒川沿川整備基本構想を策定
平成 1 3 年	3 月	江戸川沿川整備基本構想を策定